

大阪市対策連絡会議との協議等議事録（要旨）

政策企画室 広聴担当

- 1 日 時 令和8年1月23日（金）15時15分 ～ 17時15分
- 2 場 所 浪速区役所7階会議室
- 3 団 体 名 全大阪生活と健康を守る会連合会
- 4 協議等の趣旨 平和と民主主義・くらしと健康を守る2026年度予算要望書
- 5 出 席 者
（団体側）
19人
（本 市）
財政局 6人 福祉局 2人 デジタル総括室 1人 都市整備局 6人 こども青少年局
1人 危機管理室 1人 水道局 1人 建設局 1人

6 議 事

- (1) 「生活のための住宅や土地には税金をかけないこと。当面、固定資産税・都市計画税は引き下げること、また、減免制度を拡充改善すること。」について（項目番号4.（1）3.）

団体要望概要

- ・固定資産税の減免について、生活扶助に係る減免や低所得者に係る減免の件数について教えていただきたい。

本市説明概要

- ・生活扶助にかかる減免を受けられている方は1,358名、低所得者にかかる減免を受けられている方は1,122名である。

- (2) 「大阪市は住民税減免基準の資産要件を撤回すること。」について（項目番号4.（1）6.）

団体要望概要

- ・去年の減免の件数を教えてください。
- ・申告の件数を知りたい。
- ・去年の減免の件数が少ないのではないかと。
- ・減免の所得要件を引き上げて欲しい。また、自己都合退職した人も減免の対象としてほしい。

（意見のみ）

本市説明概要

- ・令和6年度の件数として、生活保護の関係が877件、失業をされた方に対する減免が1,049件、

所得減少の方が 309 件、障がい者の方等の減免が 36 件、災害の関係では 17 件になる。
合計 2,288 件になる。

- ・(別紙を政策企画室から提供予定)
- ・基本的にはご本人様からの申請が必要になり、所得の状況等を確認した上で、減免の決定を行っている。

(3) 市民税・府民税申告書提出時の本人確認書類について (項目外)

団体要望概要

- ・市民税・府民税申告書を代理で持参した際に、代理人の本人確認書類を求める事務所と求めない事務所があるのではないか。
- ・複数の市民税・府民税申告書をそれぞれ封筒に入れ、まとめて一つのレターパックで提出した場合、委任状はそれぞれの申告書分必要になるのか。また、返信用の封筒は必要か。
- ・市税事務所に設置されている夜間ポストへの投函でも、受付てもらえるのか。
- ・税務署では確定申告書の控えへの押印を廃止したが、大阪市でも廃止されるのか。

本市説明概要

- ・本市では、代理人の本人確認書類は提出するよう求めている。
- ・委任状は、申告をされる方それぞれの分が必要になる。返信用の封筒については、申告書の控えが必要な方は同封の必要がある。
- ・夜間ポストへの投函でも受付を行っている。
- ・控えの取扱いについて、昨年度から変更する予定はない。

(4) 災害対策の強化について (項目番号 19.)

団体要望概要

- ・防災対策を強化すること。
- ・地震・津波対策を行うこと。
- ・副首都としての機能をどのように考えているのか？
- ・令和 6 年能登半島地震を踏まえた取り組み例を説明して欲しい。

本市説明概要

- ・副首都の件については、今回のメンバーでは回答できない。
- ・能登半島地震での課題を整理して、地域防災計画に反映している。(複数水源の確保(井戸、下水処理水等)、車中泊避難、公費解体等)

(5) 集中豪雨などの災害対策をとることについて (項目番号 19. (1) 4.)

団体要望概要

- ・回答にあるハード対策とソフト対策の違いを説明してほしい

本市説明概要

- ・ハード対策は、行政が下水道施設の建設から維持管理までを実施している対策、ソフト対策は、市民の皆様で「自助・共助」を行っていただくにあたって、行政で実施している補助的な対策を記しています。

(6) 市営住宅の建設について (項目番号 19. (3) 1. イ、ロ)

団体要望概要

- ・建替事業に際して、遠方に移転を求められるのは負担が大きいため、できる限り区内での移転としてほしい。
- ・解体後の余剰地について、活用方針は決まっているのか。もし決まっていなければ活用要望を出したい。

本市説明概要

- ・移転先について担当部署にそのようなご意見があったことを伝える。
- ・原則建替後に余剰地が出た場合は、市内部での需要照会を行い、活用意向がない場合は売却となる。まちづくりの活用等を検討するのは区役所なので、区役所に要望を提出いただくことは可能。

(7) 市営住宅の入居について (項目番号 19. (3) 3.)

団体要望概要

- ・市営住宅の入居収入基準の緩和を求める。子育て世帯や子どものいない若年世帯の入居を促進する施策を進めるべきである。

本市説明概要

- ・市営住宅の入居収入基準については、すでに国の基準の上限まで収入基準を引き上げている。市営住宅への若い世代の入居を促進するため、これまで新婚世帯向けと子育て世帯向けに区分して募集を行ってきたところであるが、今年度から若者夫婦・子育て世帯向けとして一つの区分に再編し、合わせて若者夫婦世帯の収入基準について、子育て世帯の基準と同額に拡充している。

(8) 家賃減免の改善について (項目番号 19. (3) 11.)

団体要望概要

- ・過去5年の家賃減免の申請件数、減免額について教えてほしい。
- ・家賃減免手続きで、生計の申立書が必要となる場合がわかりにくい。不備書類があると住宅管理センターから連絡があり、やりとりに時間がかかる。提出が遅れると減免決定が遅れることはあるのか。

本市説明概要

- ・令和2年度は20,614件・約36億4100万円、令和3年度は19,955件・約35億5300万円、令和4年度は19,224件・約34億6700万円、令和5年度は18,962件・約34億1800万円、令和6年度は18,185件・約32億4100万円である。
- ・支出基準額に対して世帯収入が50%未満の世帯に生計の申立書を提出いただいている。また、今年度から申請時の不備ができるだけ生じないよう申請書様式の修正を行っている。家賃減免は審査完了の翌月から適用するので、不備があり必要書類の提出が遅れると減免適用が遅れる場合もある。

(9) 指定管理者制度について（項目番号19.（3）14.）

団体要望概要

- ・平野住宅管理センターは、令和8年度から東急コミュニティーが指定管理者となるということだが、なぜそうなったのか経過を教えてください。

本市説明概要

- ・現在の指定管理期間は令和3年度から令和7年度までの5年間となっており、今年度に次の5年間の指定管理者の募集を行った結果、平野住宅管理センターについては、東急コミュニティーが選定された。

(10) 共益活動について（項目番号19.（3）15.）

団体要望概要

- ・入居者の高齢化により、自治会が成り立たなくなっており、共益活動の担い手がない。共益活動を業者に委託している自治会はどれくらいあるのか、共益費はいくらぐらいなのか、わかれば教えてください。また、自治会が業者に委託したい場合、業者の紹介はしてくれるのか。

本市説明概要

- ・業者へ委託している自治会の件数や共益費の金額は把握していない。住宅管理センターに相談いただければ業者の紹介を行っている。

(11) 市営住宅の空家について（項目番号19.（3）18.）

団体要望概要

- ・市営住宅の空家について、大正区で非常に多いと感じている。入居の希望者は少なくないはずであり、もっと募集戸数を増やせばよいのではないか。

本市説明概要

- ・令和7年6月時点で、市営住宅全体の管理戸数が11万888戸のうち、一般空家が9778戸、政策空家が8544戸という状況である。1回の募集で特定の住宅だけ多く募集するのは募集全体のバランスがあるため、難しいことをご了承いただきたい。空家となった住戸については、できるだけ早く募集開始できるよう努めている。また、建替や耐震改修の事業が予定されている住宅では、入居後すぐ事業着手することにならないよう、早い段階で募集を止めているものもある。